令和７年度市町村におけるヤングケアラー支援体制に関する調査結果

１　調査概要

（１）　調査目的等

市町村におけるヤングケアラー支援体制に関する状況を把握し、今後の取組の参考にするため令和３年度から継続して実施しているもの。

（２）　調査対象

県内の市町村要保護児童対策地域協議会　　30ヶ所

（３）　回答方法

新潟県電子申請システムにてアンケート調査

（４）　実施時期

令和７年10月６日から10月31日まで

（５）　回収状況

有効回答数30ヶ所　回答率100.0％

２　調査結果（まとめ）

〇ヤングケアラーに関する実態把握は、関係機関等からの報告・指摘のほか、学校が実施する生活実態調査の結果によることが多くなっています。

・ヤングケアラーと思われるこどもの実態の把握方法において「学校が実施する生活実態調査の結果から」が半数を超えています。また「実態把握できていない」とする回答はありませんでした。（問２－１）
・ヤングケアラーに関する取組の実施状況において「教育委員会でのヤングケアラーの実態把握・調査」が60.0％となっています。（問３－１）

〇ヤングケアラーに関する取組において、市町村内での連携体制の強化が進んでいます。

・ヤングケアラーに関する取組の実施状況において「関係機関・団体とのネットワーク、連携体制の強化」が増加しています。（問３－１）
・支援する際の課題として「関係機関との情報共有が円滑にいかないなどネットワークの構築が不十分」が減少しています。（問４－２）

〇こども自身や家族、周囲の大人にヤングケアラーに関する知識がないことが、依然として支援の課題となっています。

・ヤングケアラーの可能性を確認する上での課題として「家庭内のことで問題が表に出にくく、こどものヤングケアラーとしての状況の把握が難しい」、「ヤングケアラーが疑われるこども自身や家族の問題意識が希薄である、あるいは問題を認識していない」の回答が多いです。（問４－１）
・支援する際の課題として「こども自身が自分の状況を問題としておらず、支援を求めていない」、「家族や周囲の大人にこどもがヤングケアラーである認識がない」の回答が多いです。（問４－２）

〇18歳以上のヤングケアラーの相談について、依然として市町村内での役割が決まっていません。

・「決まっている」としている市町村が今年度は約３分の１でした。（問４－４）
・「決まっている」とした市町村でも「ヤングケアラー支援相談窓口」と明確に示していた市町村はありませんでした。また、「決まっていない」とした市町村も相談対応の部署を複数回答したところが多いです。（問４－５）

３　調査結果

問１－１、１－２、１－３　　要保護児童対策地域協議会におけるケース登録件数

	令和7年9月1日実績	令和6年9月1日実績	令和5年9月1日実績
要保護児童ケース	**1,772**	1,984	2,090
要支援児童ケース	**973**	1,479	1,216
特定妊婦ケース	**87**	77	139

問１－４　要保護児童等のうちヤングケアラーと思われるこどもの有無

区　　分	**R7年度（n=30）**	R6年度（n=30）	R5年度（n=30）
ヤングケアラーと思われるこどもはいない	**11市町村**	10市町村	14市町村
ヤングケアラーと思われるこどもがいる	**19市町村（99件）**	20市町村（101件）	16市町村（121件）

問１－５　【問１－４で”いる”と回答した場合】高校生年齢のヤングケアラーと思われるこどもの有無

区　　分	**R7年度（n=19）**	R6年度（n=20）	R5年度（n=16）
高校生年齢でヤングケアラーと思われるこどもはいない	**10市町村**	９市町村	９市町村
高校生年齢でヤングケアラーと思われるこどもがいる	**9市町村（17件）**	11市町村（25件）	7市町村（27件）

問２－１　ヤングケアラーと思われるこどもの実態の把握方法（複数回答）

区　　分	**R７年度(n=30)**	R６年度(n=19)	R５年度(n=17)
アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている	**23.3%**	15.8%	23.5%
特定のツールはないが、できるだけヤングケアラーの視点を持って検討・対応している	**50.0%**	57.9%	52.9%
関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際にヤングケアラーとして対応している	**76.7%**	78.9%	64.7%
学校が実施する生活実態調査の結果から	**53.3%**		
実態把握はできていない	**0.0%**		
ヤングケアラーと思われることもはいない	**10.0%**		
その他	**3.3%**	15.8%	23.5%

※令和7年度調査より全市町村から回答

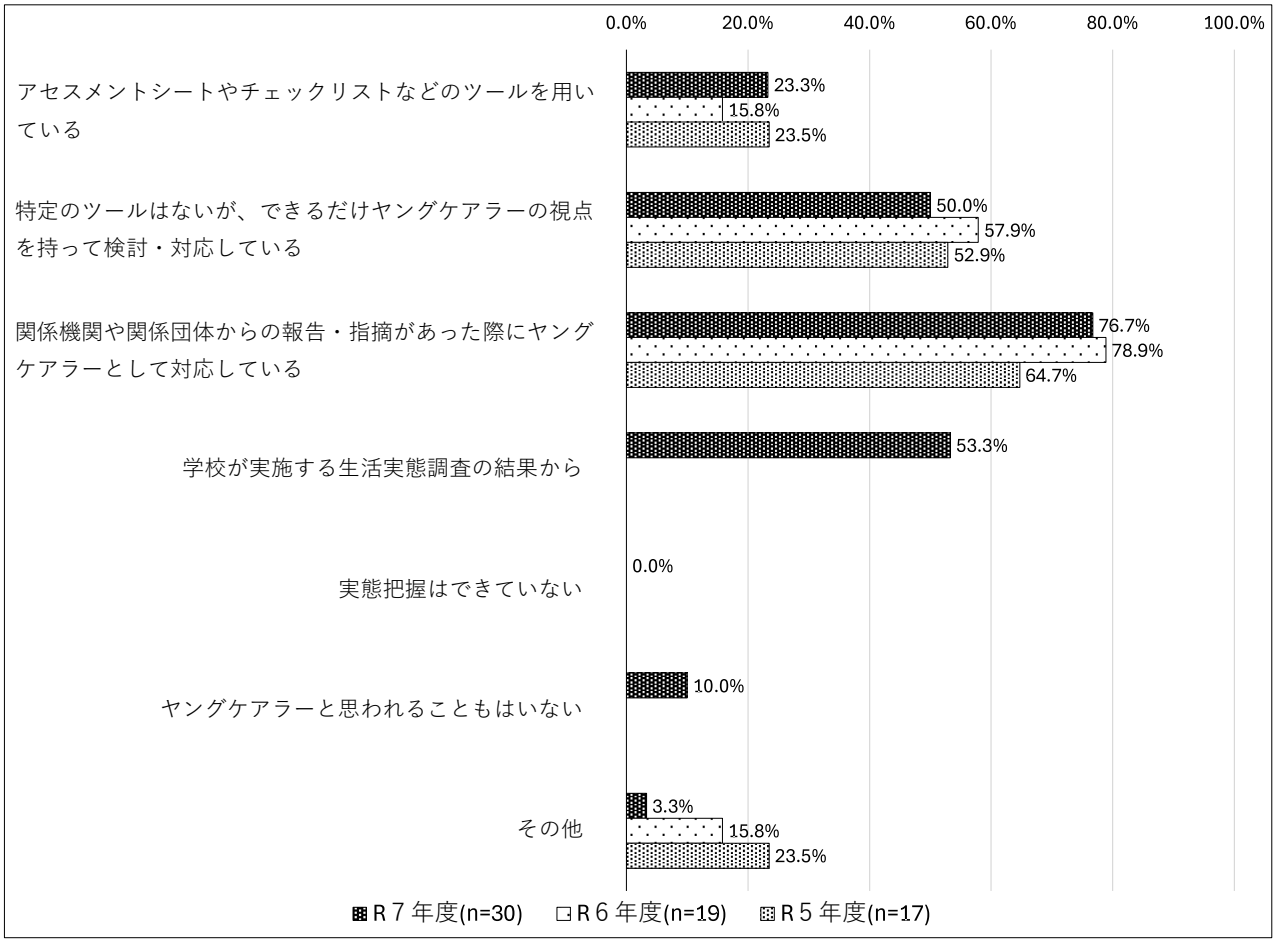

●「その他」回答内容●

・家庭訪問による実態把握。訪問が困難な場合は、関係機関や関係団体へ情報提供を求め、実態把握を行っている。虐待の支援対象に含まれているケースは、虐待と同様の実態把握方法を取っている。

問２－２　　【問２－１で”実態把握ができていない”と回答した場合】実態の把握ができない理由　（複数回答）

区　　分	**Ｒ７年度(n=0)**	Ｒ６年度(n=３)	Ｒ５年度(n=２)
要対協の構成員において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している		0.0%	0.0%
（ヤングケアラーの早期発見のための）既存のアセスメントシートの項目では該当するこどもを見つけにくい		0.0%	0.0%
虐待などに比べて緊急度が高くないため、ヤングケアラーに関する実態の把握が後回しになる		0.0%	0.0%
学校等での様子を迅速に確認、把握することが難しい		0.0%	100.0%
介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などとの情報共有が不足している		0.0%	50.0%
家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい		66.7%	100.0%
ケアマネージャーや学校の先生などにヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している		0.0%	0.0%
ヤングケアラーであるこども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない		66.7%	0.0%
その他		33.3%	0.0%

問２－３　ヤングケアラーと思われるこどもへの対応方針を決定する部署（機関）

区　　分	**R７年度(n=30)**	R６年度(n=30)	R５年度(n=30)
他の要保護(要支援)児童と同じ対応	**93.3%**	86.7%	86.7%
他の要保護(要支援)児童とは別に決めている	**0.0%**	0.0%	0.0%
その他	**6.7%**	6.7%	10.0%
特に決まっていない	**0.0%**	6.7%	3.3%

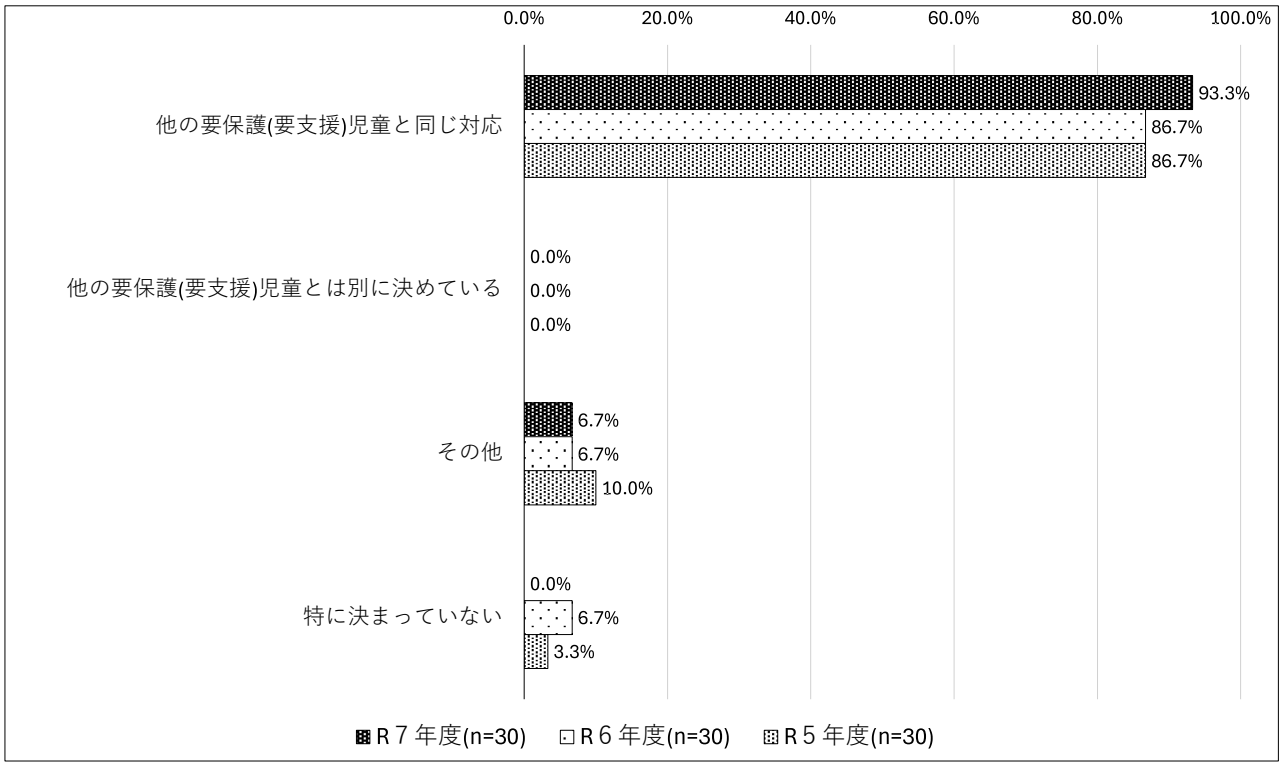

●「その他」回答内容●
・こども家庭センター、学校教育課、子ども政策課と協議。
・要保護児童と保健福祉係で共同。

問２－４　ヤングケアラーと思われるこどもの意見聴取の部署（機関）

区　　分	**R７年度(n=30)**	R６年度(n=30)	R５年度(n=30)
他の要保護(要支援)児童と同じ対応	**76.7%**	83.3%	80.0%
他の要保護(要支援)児童とは別に決めている	**0.0%**	0.0%	0.0%
その他	**10.0%**	6.7%	6.7%
特に決まっていない	**13.3%**	10.0%	13.3%

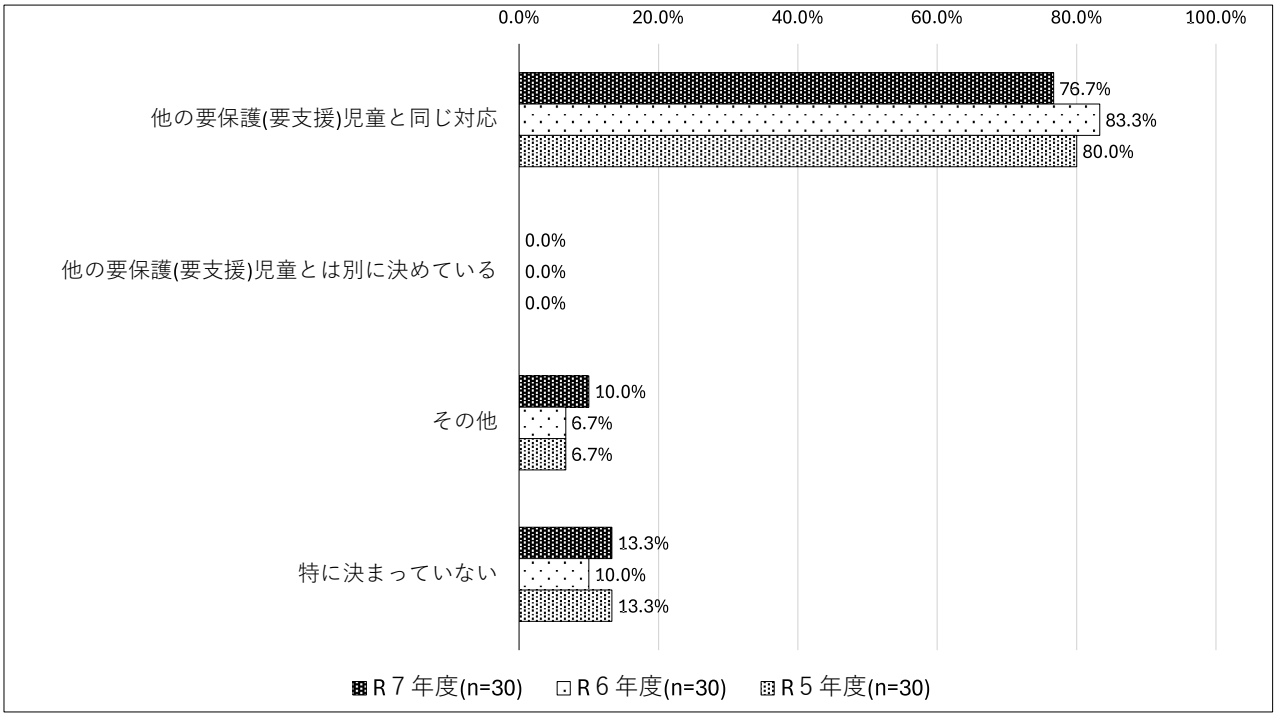

●「その他」回答内容●
・ケア内容や関係機関の子への支援状況により対応者を決める。
・校園や保健福祉課（地区担当保健師）。
・要保護児童と保健福祉係で共同。

問３－１　ヤングケアラーに関する取組の実施状況　（複数回答）

区　　分	**R７年度(n=30)**	R６年度(n=30)	R５年度(n=30)
広報誌やパンフレット、ポスターによる啓発	**83.3%**	93.3%	96.7%
一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催	**3.3%**	3.3%	6.7%
教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査	**60.0%**	76.7%	56.7%
関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化	**43.3%**	33.3%	23.3%
関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施	**40.0%**	46.7%	46.7%
ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施	**23.3%**	23.3%	23.3%
ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供	**3.3%**	0.0%	0.0%
その他	**0.0%**	3.3%	10.0%
まだ実施していないが検討中	**3.3%**	0.0%	0.0%
特にしていない	**10.0%**	0.0%	0.0%

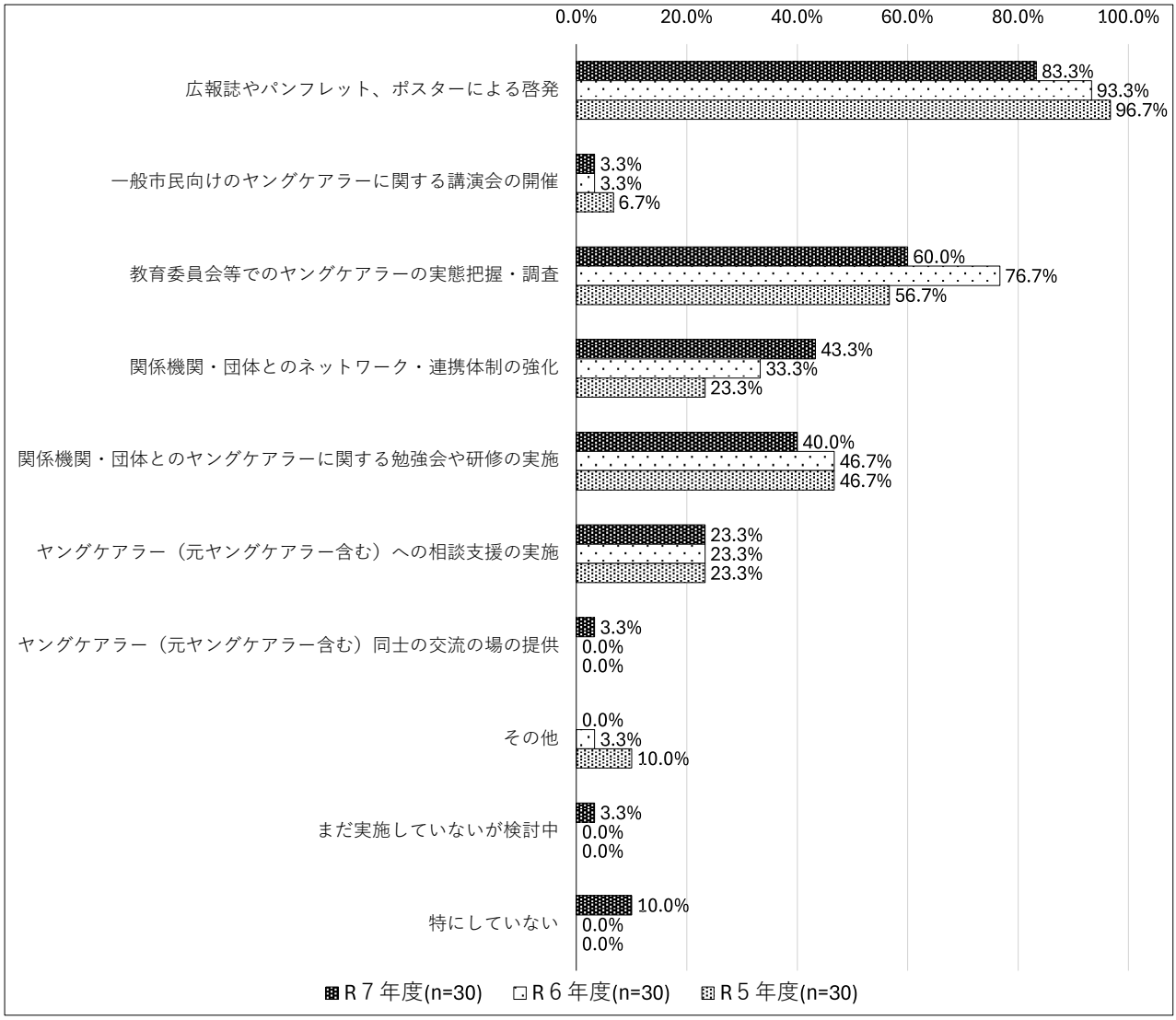

問４－１　ヤングケアラーである可能性を確認する上での課題　（複数回答）

区　　分	**R７年度(n=30)**	R６年度(n=30)	R５年度(n=30)
要対協の構成機関において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している	**16.7%**	26.7%	23.3%
介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などとの情報共有が不足している	**16.7%**	23.3%	23.3%
虐待などに比べて緊急度が高くないため、ヤングケアラーに関する実態の把握が後回しになる	**23.3%**	23.3%	23.3%
家庭内のことで問題が表に出にくく、こどものヤングケアラーとしての状況の把握が難しい	**73.3%**	93.3%	86.7%
ケアマネージャーや相談支援専門員、学校の教諭など関係機関・団体関係者における、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している	**16.7%**	26.7%	16.7%
ヤングケアラーが疑われるこども自身や家族の問題意識が希薄である、あるいは問題を認識していない	**76.7%**	83.3%	70.0%
ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシートの項目では、学校での様子について詳細を把握しきれない	**3.3%**	13.3%	10.0%
ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシートの項目では、日常生活の様子について詳細を把握しきれない	**3.3%**	20.0%	13.3%
その他	**6.7%**	3.3%	3.3%

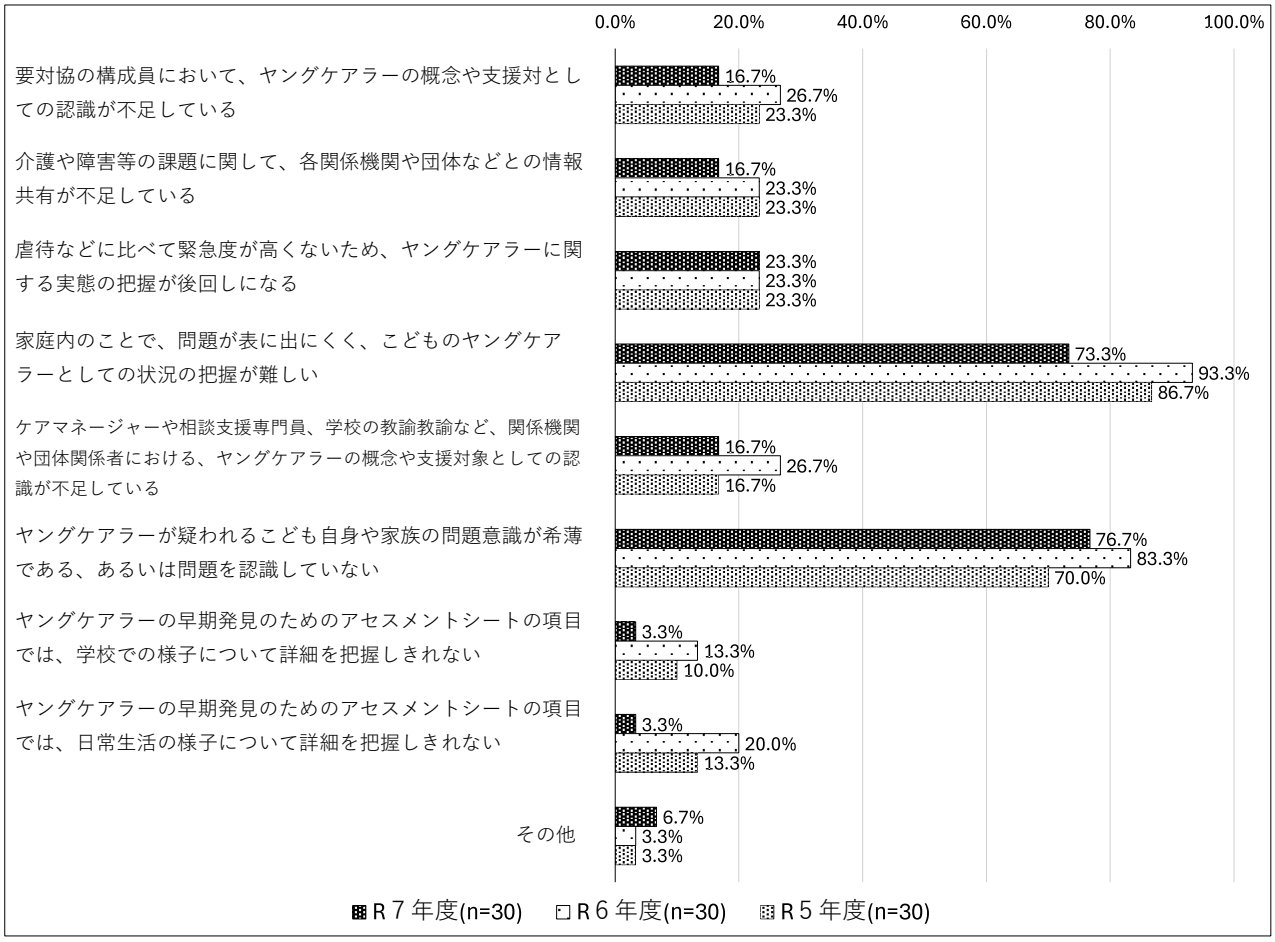

●「その他」回答内容●
・マンパワー不足。
・ヤングケアラーと思われるこどもはいないため。

問４－２　支援する際の課題　（複数回答）

区　　分	**R７年度(n=30)**	R６年度(n=30)	R５年度(n=30)
こども自身が、自身の状況を問題としておらず、支援を求めていない	**80.0%**	63.3%	63.3%
家族や周囲の大人にこどもがヤングケアラーである認識がない	**83.3%**	83.3%	80.0%
保護者がこどもへの支援を拒否している	**23.3%**	30.0%	23.3%
関係機関・団体において、ヤングケアラーに関する知識が不足している	**16.7%**	26.7%	20.0%
関係機関との情報共有が円滑にいかないなどネットワークの構築が不十分	**6.7%**	20.0%	10.0%
福祉分野や教育分野など複数の機関にまたがる支援が必要となるが、支援のコーディネートをする人材がいない	**13.3%**	16.7%	10.0%
既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい	**36.7%**	40.0%	46.7%
こどもが18歳になった後、支援を引き継ぐ機関や方法がない、またはどこにつないだらいいかわからない	**23.3%**	13.3%	16.7%
その他	**10.0%**	3.3%	6.7%

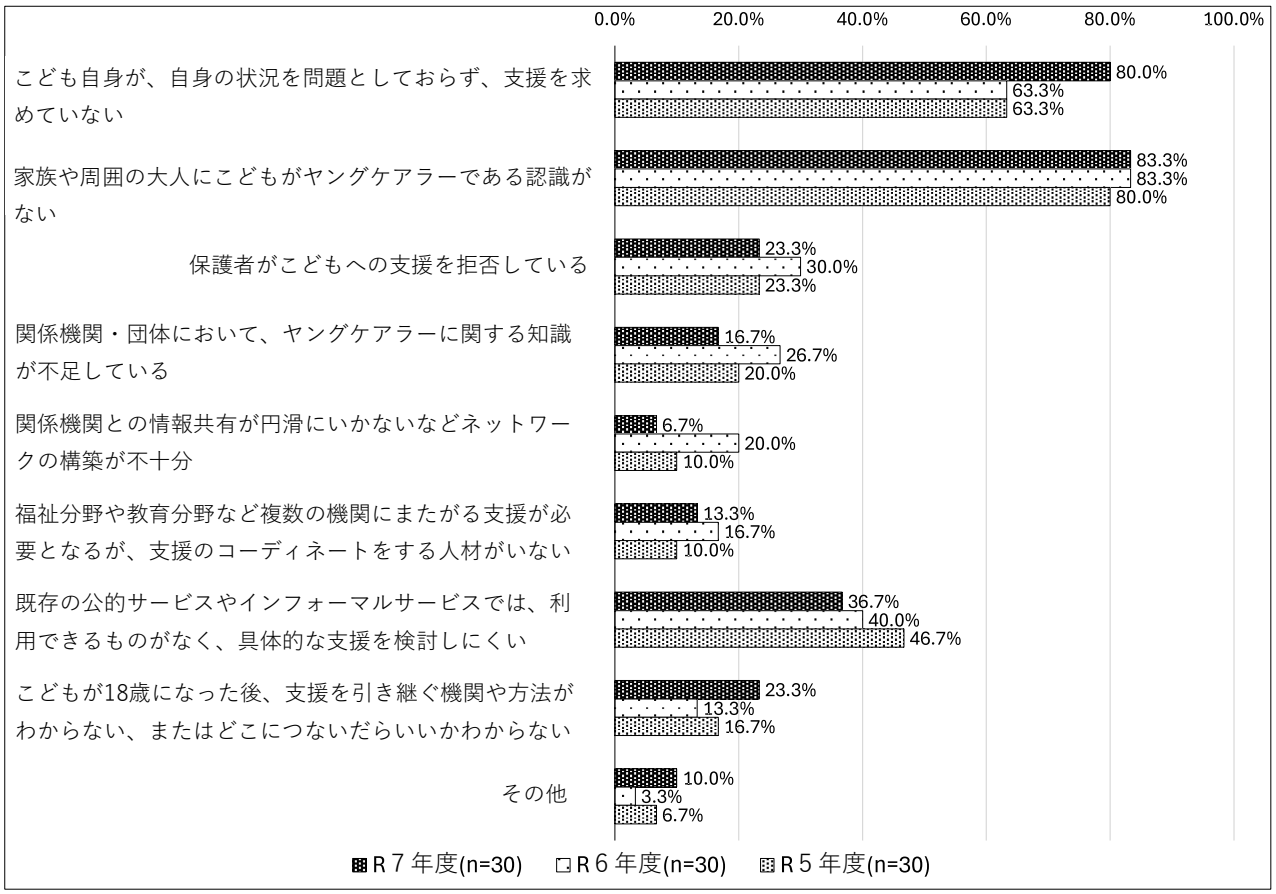

●「その他」回答内容●
・マンパワー不足。
・支援経験が少なく、支援する際の課題が明確になっていない。
・ヤングケアラーと思われるこどもはいないため。

問４－３　支援にあたっての連携先　（複数回答）

区　　分	**R７年度(n=30)**	R６年度(n=30)	R５年度(n=30)
市町村の高齢者福祉部門	**56.7%**	50.0%	40.0%
市町村の障害者福祉部門	**53.3%**	63.3%	53.3%
市町村のこども家庭センター	**36.7%**	40.0%	
市町村の児童福祉部門や家庭児童相談室	**36.7%**	36.7%	33.3%
市町村の母子保健部門や保健センター	**50.0%**	56.7%	46.7%
市町村の教育委員会	**76.7%**	66.7%	70.0%
市町村の生活福祉部門	**33.3%**	20.0%	26.7%
福祉事務所	**20.0%**	30.0%	23.3%
地域包括支援センター	**40.0%**	30.0%	26.7%
指定居宅介護支援事業所	**30.0%**	20.0%	10.0%
基幹相談支援センター	**13.3%**	16.7%	20.0%
指定特定相談支援事業所	**16.7%**	23.3%	6.7%
指定障害児相談支援事業所	**13.3%**	16.7%	3.3%
指定一般相談支援事業所	**6.7%**	10.0%	3.3%
市町村の障害者相談支援事業担当部署（または市町村から委託された相談支援事業所）	**13.3%**	23.3%	10.0%
病院・診療所	**23.3%**	23.3%	20.0%
児童相談所	**20.0%**	53.3%	43.3%
地域子育て支援拠点	**6.7%**	3.3%	10.0%
女性相談支援センター・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体	**3.3%**	3.3%	0.0%
ヤングケアラーと思われるこどもやきょうだいが通う学校	**83.3%**	83.3%	73.3%
ヤングケアラーと思われるこどもやきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園	**50.0%**	40.0%	46.7%
こどもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）	**3.3%**	16.7%	16.7%
地域の関係者（民生委員・児童委員、町内会・こども会関係者、近隣住民等）	**16.7%**	10.0%	6.7%
フリースクール・こども食堂などのこどもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）	**10.0%**	6.7%	6.7%
フードバンクなどの困窮世帯等を対象とした支援を行う民間団体	**13.3%**	23.3%	16.7%
友人・親戚・縁故者など	**13.3%**	16.7%	3.3%
その他	**6.7%**	3.3%	3.3%
連携したことがない	**3.3%**	6.7%	13.3%

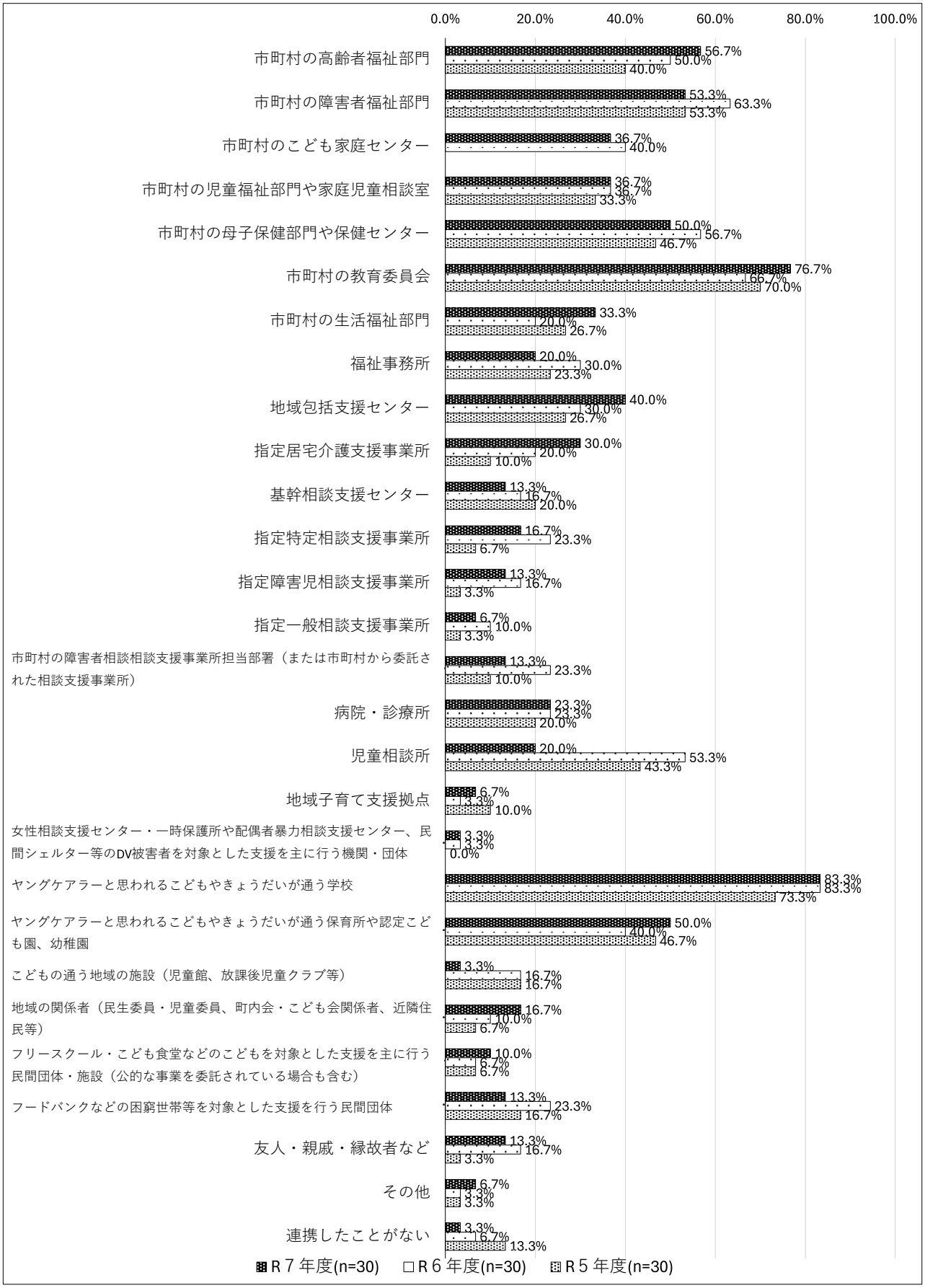

●「その他」回答内容●

・市町村の女性相談部門。

問４－４　18歳以上のヤングケアラーの相談窓口について

区　　分	**R７年度(n=30)**	R６年度(n=)	R５年度(n=)
相談窓口がある	**36.7%**		
相談窓口が決まっていない	**63.3%**		

●「相談窓口がある」回答内容●
・ヤングケアラー専門の相談窓口ではないが、若者支援センターにて 「困りごとをかかえる若者」としての相談が可能。
・年齢で相談窓口を分けていない（18歳未満と同様）。
・各市町村の保健部門・福祉部門。
・こども家庭センター。
・子ども・若者相談支援センター。

問４－５　【問４－４で”決まっていない”と回答】18歳以上の相談対応部署（機関）　（複数回答）

区　　分	**R７年度(n=19)**	R６年度(n=30)	R５年度(n=30)
市町村の高齢者福祉部門	**31.6%**	36.7%	20.0%
市町村の障害者福祉部門	**42.1%**	50.0%	59.3%
市町村のこども家庭センター	**31.6%**	10.0%	
市町村の児童福祉部門や家庭児童相談室	**36.8%**	16.7%	0.0%
市町村の母子保健部門や保健センター	**36.8%**	40.0%	60.0%
市町村の教育委員会	**42.1%**	10.0%	0.0%
市町村の生活福祉部門	**42.1%**	20.0%	23.3%
福祉事務所	**21.1%**	20.0%	0.0%
地域包括支援センター	**36.8%**	30.0%	3.3%
指定居宅介護支援事業所	**15.8%**	6.7%	3.3%
基幹相談支援センター	**26.3%**	20.0%	6.7%
指定特定相談支援事業所	**21.1%**	10.0%	3.3%
指定一般相談支援事業所	**10.5%**	3.3%	3.3%
市町村の障害者相談支援事業担当部署（または市町村から委託された相談支援事業所）	**26.3%**	0.0%	0.0%
若者支援・青少年育成センター	**5.3%**	10.0%	20.0%
その他	**10.5%**	20.0%	0.0%

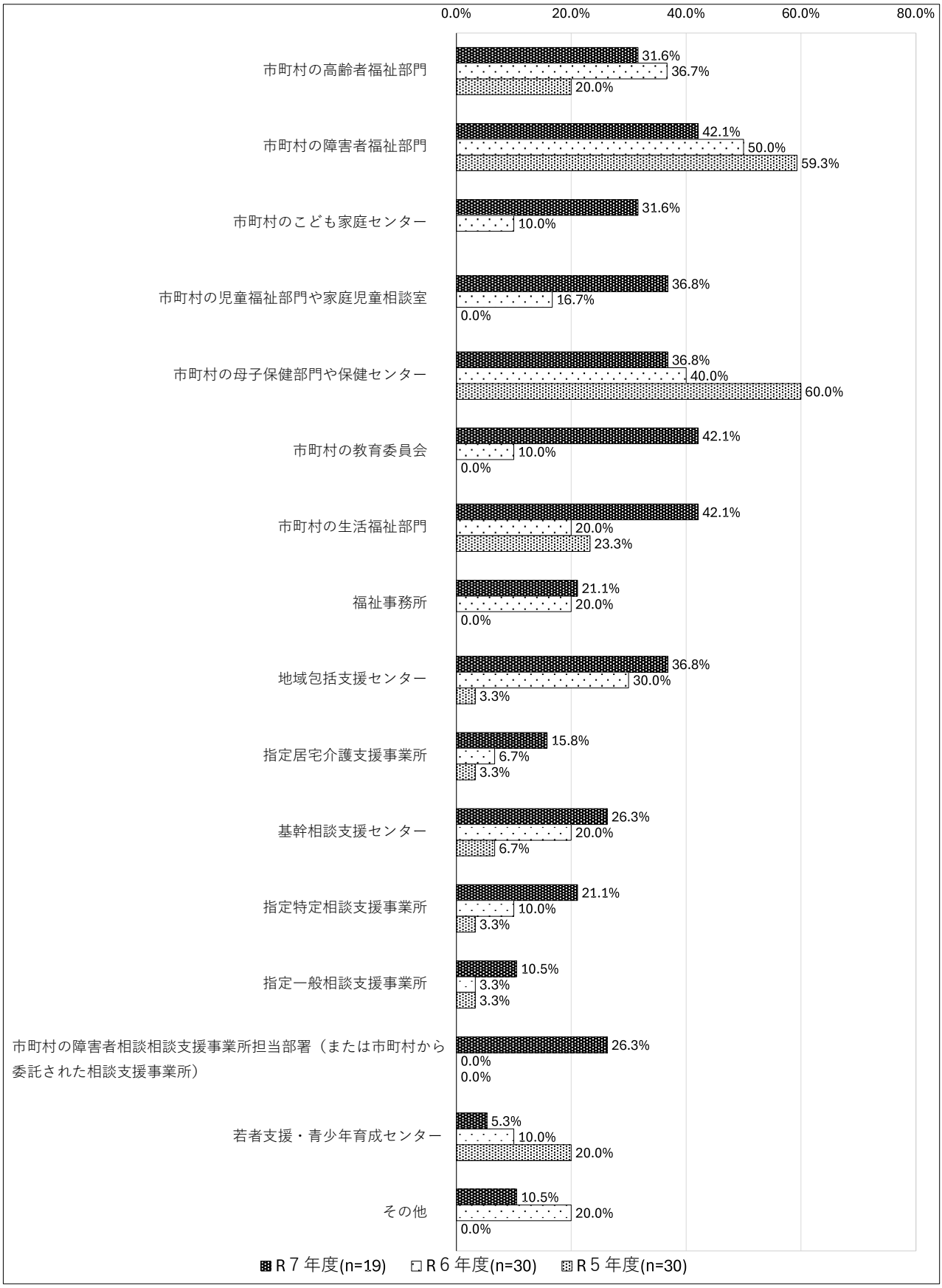

●「その他」回答内容●

・問題の主となっている部署と連携し、ケース会議において主たる支援機関や役割を検討する。市の成人保健部門。

・市町村の福祉なんでも相談窓口。

問４－６　連携に困難さを感じた連携先　　（複数回答）

区　　分	**R７年度(n=30)**	R６年度(n=30)	R５年度(n=30)
市町村の高齢者福祉部門	**0.0%**	0.0%	3.3%
市町村の障害者福祉部門	**0.0%**	3.3%	0.0%
市町村のこども家庭センター	**0.0%**	0.0%	
市町村の児童福祉部門や家庭児童相談室	**0.0%**	0.0%	3.3%
市町村の母子保健部門や保健センター	**0.0%**	0.0%	0.0%
市町村の教育委員会	**6.7%**	3.3%	6.7%
市町村の生活福祉部門	**0.0%**	0.0%	0.0%
福祉事務所	**0.0%**	0.0%	0.0%
地域包括支援センター	**0.0%**	0.0%	3.3%
指定居宅介護支援事業所	**10.0%**	0.0%	0.0%
基幹相談支援センター	**3.3%**	0.0%	0.0%
指定特定相談支援事業所	**0.0%**	0.0%	0.0%
指定障害児相談支援事業所	**0.0%**	0.0%	0.0%
指定一般相談支援事業所	**0.0%**	0.0%	0.0%
市町村の障害者相談支援事業担当部署（または市町村から委託された相談支援事業所）	**3.3%**	0.0%	0.0%
病院・診療所	**3.3%**	10.0%	3.3%
児童相談所	**0.0%**	0.0%	3.3%
地域子育て支援拠点	**0.0%**	0.0%	0.0%
女性相談支援センター・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体	**0.0%**	0.0%	3.3%
ヤングケアラーと思われるこどもやきょうだいが通う学校	**10.0%**	23.3%	23.3%
ヤングケアラーと思われるこどもやきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園	**3.3%**	0.0%	3.3%
こどもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）	**0.0%**	0.0%	3.3%
地域の関係者（民生委員・児童委員、町内会・こども会関係者、近隣住民等）	**3.3%**	10.0%	13.3%
フリースクール・こども食堂などのこどもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）	**0.0%**	0.0%	3.3%
フードバンクなどの困窮世帯等を対象とした支援を行う民間団体	**0.0%**	0.0%	3.3%
友人・親戚・縁故者など	**6.7%**	6.7%	3.3%
その他	**3.3%**	53.3%	36.7%
連携したことがない	**6.7%**	10.0%	20.0%
連携に困難を感じたことがない	**53.3%**		

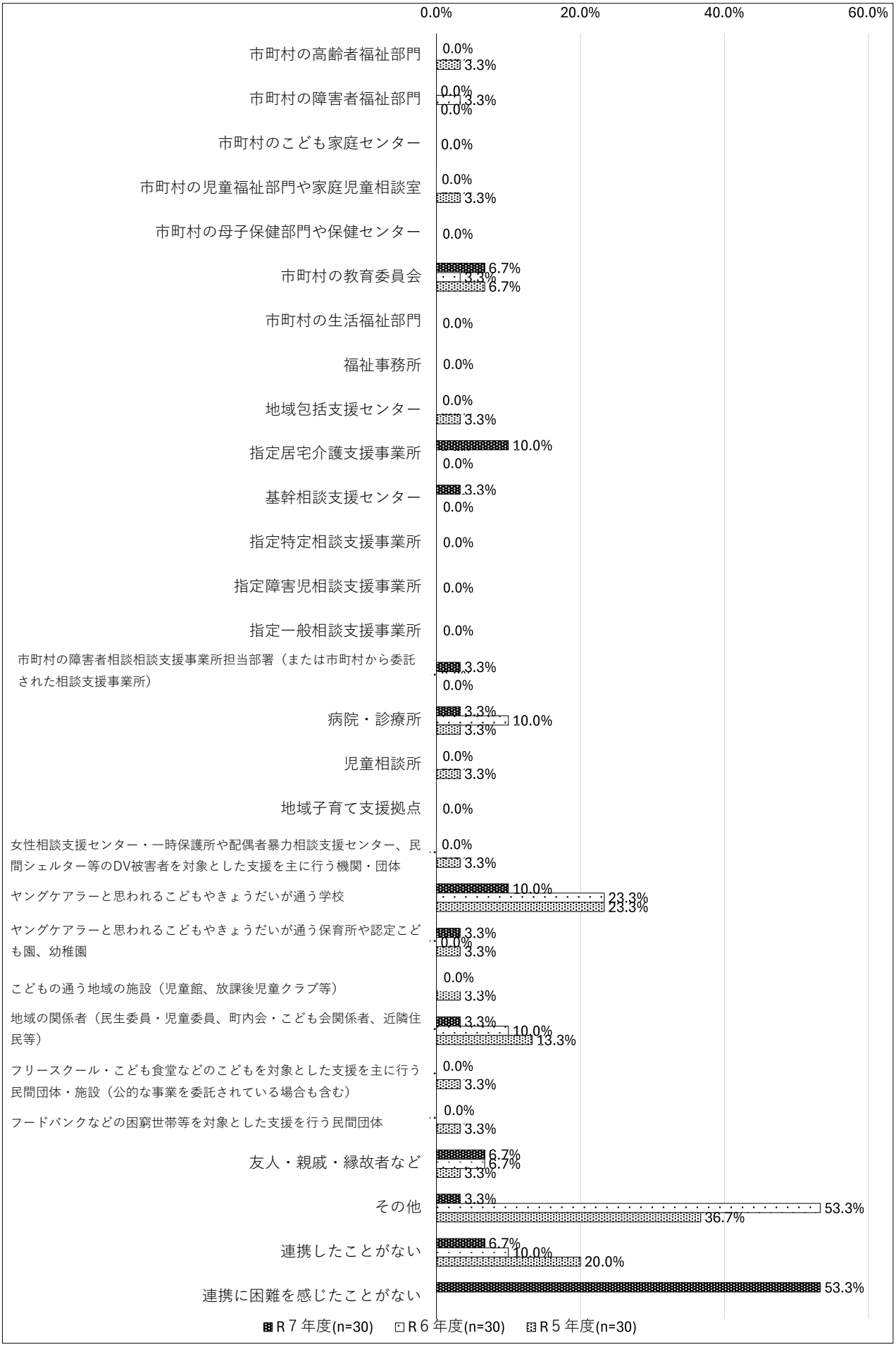
0.0%
20.0%
40.0%
60.0%
市町村の高齢者福祉部門
0.0%
3.3%
市町村の障害者福祉部門
0.0%
3.3%
0.0%
市町村のこども家庭センター
0.0%
市町村の児童福祉部門や家庭児童相談室
0.0%
3.3%
市町村の母子保健部門や保健センター
0.0%
市町村の教育委員会
6.7%
3.3%
6.7%
市町村の生活福祉部門
0.0%
福祉事務所
0.0%
地域包括支援センター
0.0%
3.3%
指定居宅介護支援事業所
10.0%
0.0%
基幹相談支援センター
3.3%
0.0%
指定特定相談支援事業所
0.0%
指定障害児相談支援事業所
0.0%
指定一般相談支援事業所
0.0%
市町村の障害者相談相談支援事業所担当部署（または市町村から委託された相談支援事業所）
3.3%
0.0%
病院・診療所
3.3%
10.0%
3.3%
児童相談所
0.0%
3.3%
地域子育て支援拠点
0.0%
女性相談支援センター・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体
0.0%
3.3%
ヤングケアラーと思われるこどもやきょうだいが通う学校
10.0%
23.3%
23.3%
ヤングケアラーと思われるこどもやきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園
3.3%
0.0%
3.3%
こどもの通う地域の施設（児童館、放課後児童クラブ等）
0.0%
3.3%
地域の関係者（民生委員・児童委員、町内会・こども会関係者、近隣住民等）
3.3%
10.0%
13.3%
フリースクール・こども食堂などのこどもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設（公的な事業を委託されている場合も含む）
0.0%
3.3%
フードバンクなどの困窮世帯等を対象とした支援を行う民間団体
0.0%
3.3%
友人・親戚・縁故者など
6.7%
6.7%
3.3%
その他
3.3%
53.3%
36.7%
連携したことがない
6.7%
10.0%
20.0%
連携に困難を感じたことがない
53.3%
R７年度(n=30)
R６年度(n=30)
R５年度(n=30)

●「その他」回答内容●
・個人情報の関係もあり、要対協に入っていない団体への連携には、情報提供をどの程度行ってよいか不明である。

問４－７　連携にあたっての工夫

区　　分	ある	特にない	その他
Ｒ７年度(n=30)	**36.7%**	**60.0%**	**3.3%**
Ｒ６年度(n=30)	43.3%	53.3%	3.3%
Ｒ５年度(n=30)	30.0%	60.0%	10.0%

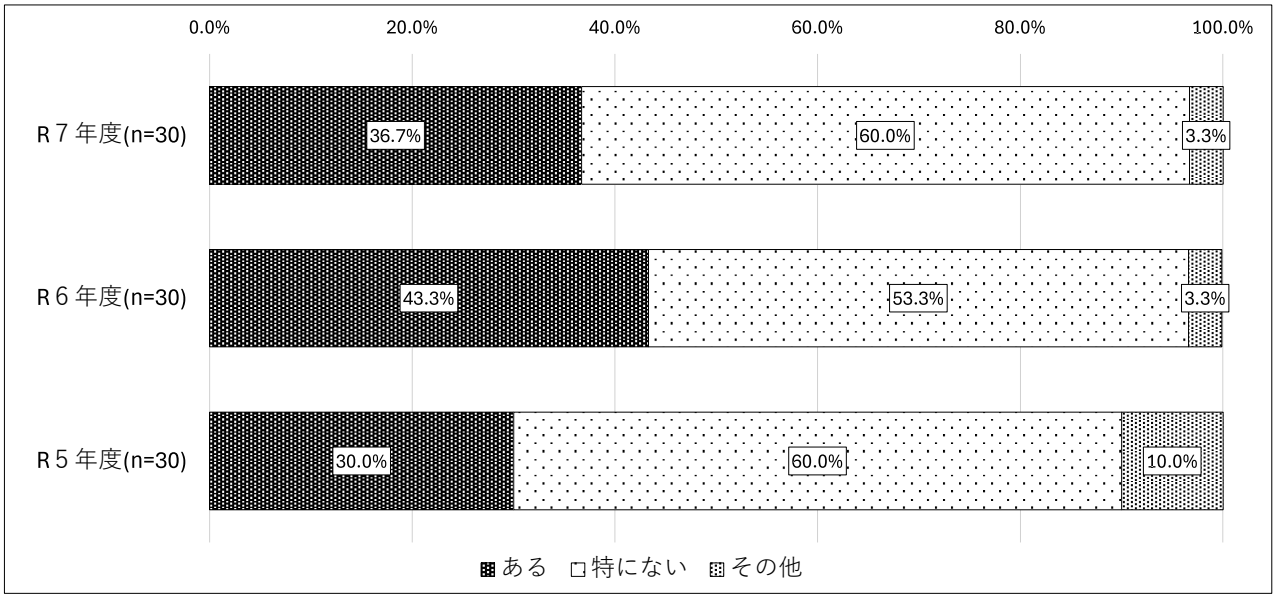

●連携にあたっての工夫が「ある」の回答内容●
・区役所が主体となり、関係者会議や支援者会議を設定し情報収集・共有を行うことで、事態把握と支援方針を決めている。
・学校・園等に定期的に訪問し、児童や家庭の実態についての話を聞き取る。更に関連情報を収集しその中で見立てをし、早期発見に務めている。
・年１回、学校、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所の会議に出向いてヤングケアラー支援の情報提供や連携のお願いをしている。
・小・中学校が実施した調査でヤングケアラーの疑いの子どもがいた場合、学校・教育委員会・こども課で情報共有や今後の対応を協議している。
・児童に一般知識として社会福祉制度を説明してもらう。
・毎年年度初めに高齢者支援者や障害者相談支援事業所に市のヤングケアラーの相談窓口を周知している。
・学校等から相談があった場合、直接こどもと面談し気持ちに寄り添いながら、関係機関と調整を図る。

●「その他」回答内容●
・ヤングケアラーとして認定したケースはなく、疑いの状況で見守りを続けている。